

紀の川市立西貴志小学校いじめ等防止基本方針

紀の川市立西貴志小学校
平成26年3月20日作成

1 はじめに

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という)が施行されたことを受け、本校においても児童の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定め、これをとりなすこととし、県教育委員会が策定した「和歌山県いじめ防止基本方針」の内容と整合性をとりながら「学校いじめ防止基本方針」を作成した。本校の学校基本方針の作成にあたっては、法及び「いじめの防止等のための基本的な方針」を参考にしている。同様に県教育委員会が作成した「いじめ問題対応マニュアル」及び「いじめ問題対応ハンドブック」も考慮した。上記のように本校では、校内での検討を重ね、本校独自のものを作成した。いじめは、児童生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、将来にわたっては、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせて取り組む必要がある。そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けているときは、迅速かつ適切に対処し、再発防止に努める。

2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆ 「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆ 外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気付くためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをして、暗黙の了解を与えている

「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワークキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしかからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童生徒の心情を踏まえて適切に認知する。本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等。

(暴力を伴わないもの)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

4 いじめ防止等の対策の学校の取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ・不登校対策委員会を設置する。
- イ いじめ・不登校対策委員会の構成員は次の通りとする。
校長、教頭、生徒指導主任、当該児童担当 学年主任
- ウ いじめ・不登校対策委員会の組織は次のような役割を担う。

- (ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割。
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (エ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等。

(資料2参照)

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

特に、全ての児童に「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」との理解を促し、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行う。また、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、よりよい人間関係を構築する能力を養う。

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

教育活動全体を通じて、児童に、かけがえのない自他の生命や人権を尊重す

る心と態度を醸成するため、道徳教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会・生徒会活動等の活性化

学級活動（ホームルーム活動）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることにより、児童生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。児童が自ら高力の問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、児童による自主活動や主体的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかり受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から教材研究や授業研究を行うなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童生徒にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

(ア) いじめアンケート等の実施（年間3回）

いじめアンケートを6月、11月、1月に実施する。実施にあたっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすいように無記名で行う。学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

いじめの対応において、学校だけの判断では難しいとき、紀の川市青少年センター、教育相談期間等と連携をとりながら指導にあたる。場合によっては、教育委員会、警察を交え問題解決にあたる。

また、個人面談や、保護者を交えた三者面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童等の思いや不安を解決する。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

（ア）安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

（イ）事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。但し、聞き取りは複数の教員で行う。

（ウ）指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童生徒やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
また、その際、対応したことを記録として残しておく。

（エ）情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて誠意をもって提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的配慮や被害児童への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求め、なかでも、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。
なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」（本手引き P23、P24）に基づいて適時・適切に連絡する。
また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。なお、不適切な書き込み等が犯罪校行為にあたる旨を指導する。

（４）教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身に付けられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年１回（８月中）、校内研修を行う。

（５）家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、三者面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

（６）継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議等を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指

導する。さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

取組内容については、学校評価を活用するなどして、適時・適切に点検・評価することが必要である。その際、単に、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、『「いじめ問題への取組について」のチェックポイント』（資料2）を活用するなどして、教職員が効果的にいじめの防止等に努めることができるよう、PDCAサイクルを活用する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際は直ちに適切な対処を行う。

- ◆ いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ◆ いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒が自殺を企図した場合○ 身体に重大な傷害を負った場合○ 金品等に重大な被害を負った場合○ 精神性の疾患を発症した場合 |
|---|

- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ・不登校対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

6 年間指導計画（全体）

期間	目標（低・中・高）	学校全体の取組（学級会活動・集会等）	
		学級・学年	学校全体
1期 4月 ～7月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめについて理解する ・友だちのよいところに気付く（低） ・言葉の大切さに気付く（中） ・いじめについて理解する（高） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き（各学級） ・道徳の授業を要とした学習の充実 ※人権にかかわる教材 ・わかる授業の創造 ※・言語活動を活かした授業 ・現教のテーマ「伝え合い学び合う」の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・不登校対策委員会（4月） ・道徳集会（生徒指導主催）（5月） ・生活アンケートの実施（6月） ・広報活動（夏休みを前に児童会より 7月） ・いじめ・不登校対策委員会（7月）
2期 8月 ～12月	<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人を大切にする方法を考える ・友だちとなかよく過ごす（低） ・相手の気持ちを考え言葉を大事に過ごす（中） ・相手の気持ちを考え行動する（高） 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会を通じた仲間作り ・学級経営の充実 ・人権にかかわる道徳の授業 ・わかる授業の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季研修（8月） ・いじめ・不登校対策委員会（8月） ・生活アンケートの実施（10月） ・人権集会（人権部主催） あるいは標語コンクール（11月） ・広報活動（冬休みを前に児童会より 12月） ・いじめ・不登校対策委員会（12月）
3期 1月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を振り返る 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年を振り返る ・学年のまとめと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室（保護者） ・生活アンケート ・いじめ・不登校対策委員会（3月）